

# 令和2年 第1回 石狩市下水道事業運営委員会

## 【下水道等使用料の見直し検討】

- ◎公共下水道事業のみを対象として算定
- ◎公共・特環・個排3事業で統一使用料

令和2年2月17日

# 公営企業会計の概念

## 公営企業予算

### 収益的収支

(運営関係予算)

#### 収益的収入

下水道使用料

雨水処理  
負担金等  
一般会計繰入金

その他の収入

#### 収益的支出

管渠・ポンプ場  
処理場等の  
維持管理費

企業債借入金  
利息

減価償却費

純利益

### 資本的収支

(建設及び起債償還金関係予算)

#### 資本的収入

企業債

国庫補助金

受益者負担金等

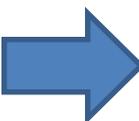
一般会計出資金

(補填財源)

#### 資本的支出

企業債元金  
償還金

建設改良費



引当金

内部留保資金

減債積立金  
利益積立金 等

# 1 使用料の基本的考え方（1）

## ① 公営企業独立採算制の原則

○地方財政法第6条

公営企業の経理は特別会計を設けて行い、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。

## ② 使用料の基本原則

○地方公営企業法第21条

- 1 地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 2 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、適正な原価を基礎とし、健全な運営を確保することができるものでなければならない。

○下水道法第20条

- 1 条例で定め、使用者から使用料を徴収することができる。
- 2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。
  - 一 下水の量及び水質など態様に応じて妥当であること。
  - 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないこと。
  - 三 定率又は定額をもって明確に定められていること。
  - 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をしないこと。

# 1 使用料の基本的考え方（2）

## ③下水道事業における費用負担の基本的考え方

### 【公費と私費の負担区分】

- ・ **雨水処理に係る経費** = **公費**
- ・ **汚水処理に係る経費** = **私費**

ただし、汚水処理に係る経費の一部は公費負担

- ・ 水質規制事務
- ・ 水洗便所改造事務
- ・ 不明水処理事務 など

○雨水処理に係る経費は税金などで賄い、汚水処理に係る経費は使用料として使用者に負担していただくことが原則。

- ・ 「第1～5次下水道財政研究委員会提言」
- ・ 「地方公営企業繰出金について（総務省通達）」

# 1 使用料の基本的考え方（3）

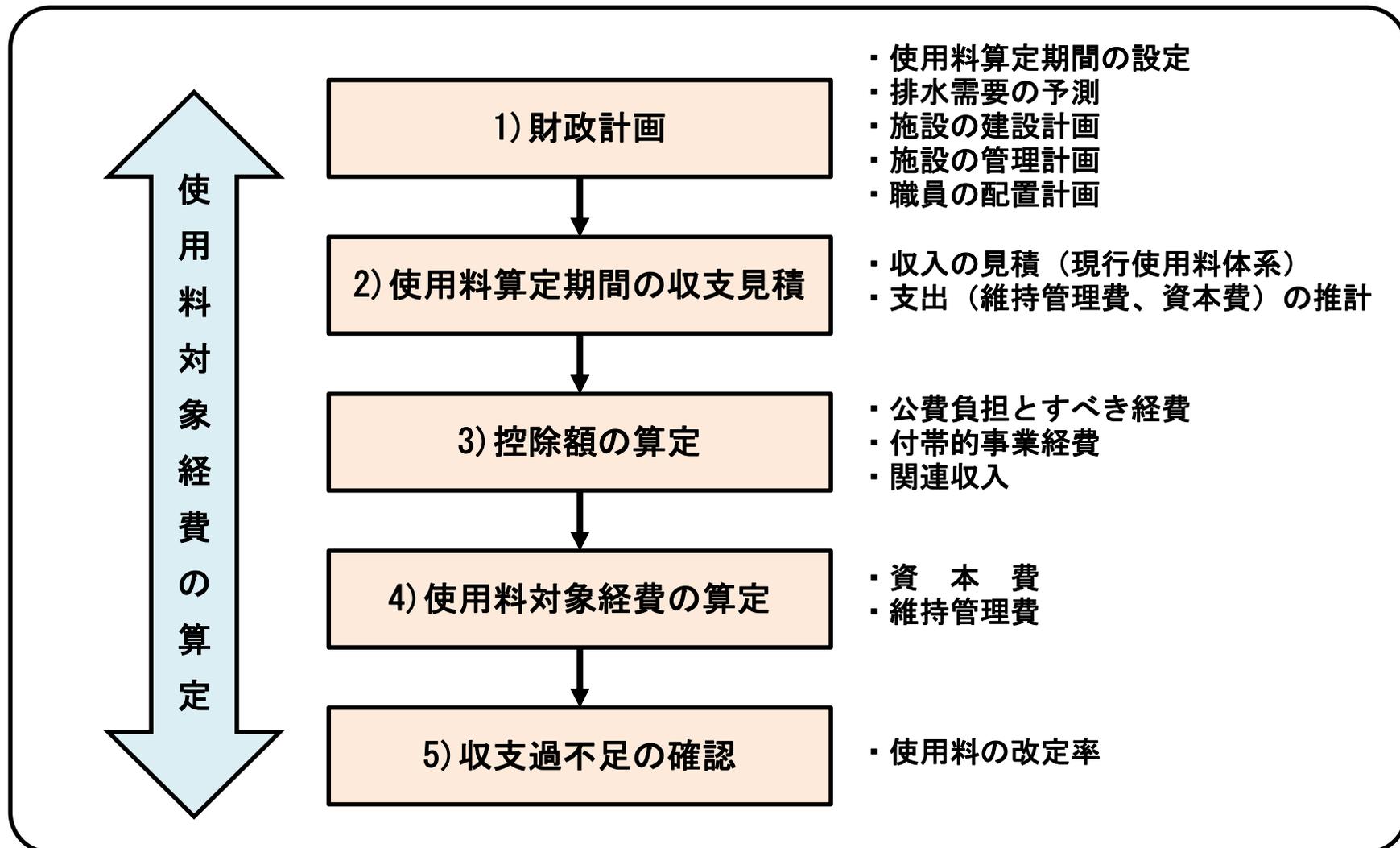
## ○ 公費と私費の負担区分

|    |       |     |       |             |     |     |    |
|----|-------|-----|-------|-------------|-----|-----|----|
| 費用 | 雨水    |     | 汚水    |             |     |     |    |
|    | 維持管理費 | 資本費 | 維持管理費 | 維持管理費       | 資本費 | 資本費 |    |
| 負担 | 公費    |     | 公費    | 私費<br>(使用料) |     |     | 公費 |

※公費：一般会計繰入金

太枠  の部分が、受益者負担の原則に基づく使用料対象経費となる。

## 2 使用料算定の作業フロー



## 2-1 使用料算定期間の設定

**令和3年度から令和6年度までの4年間とする。**

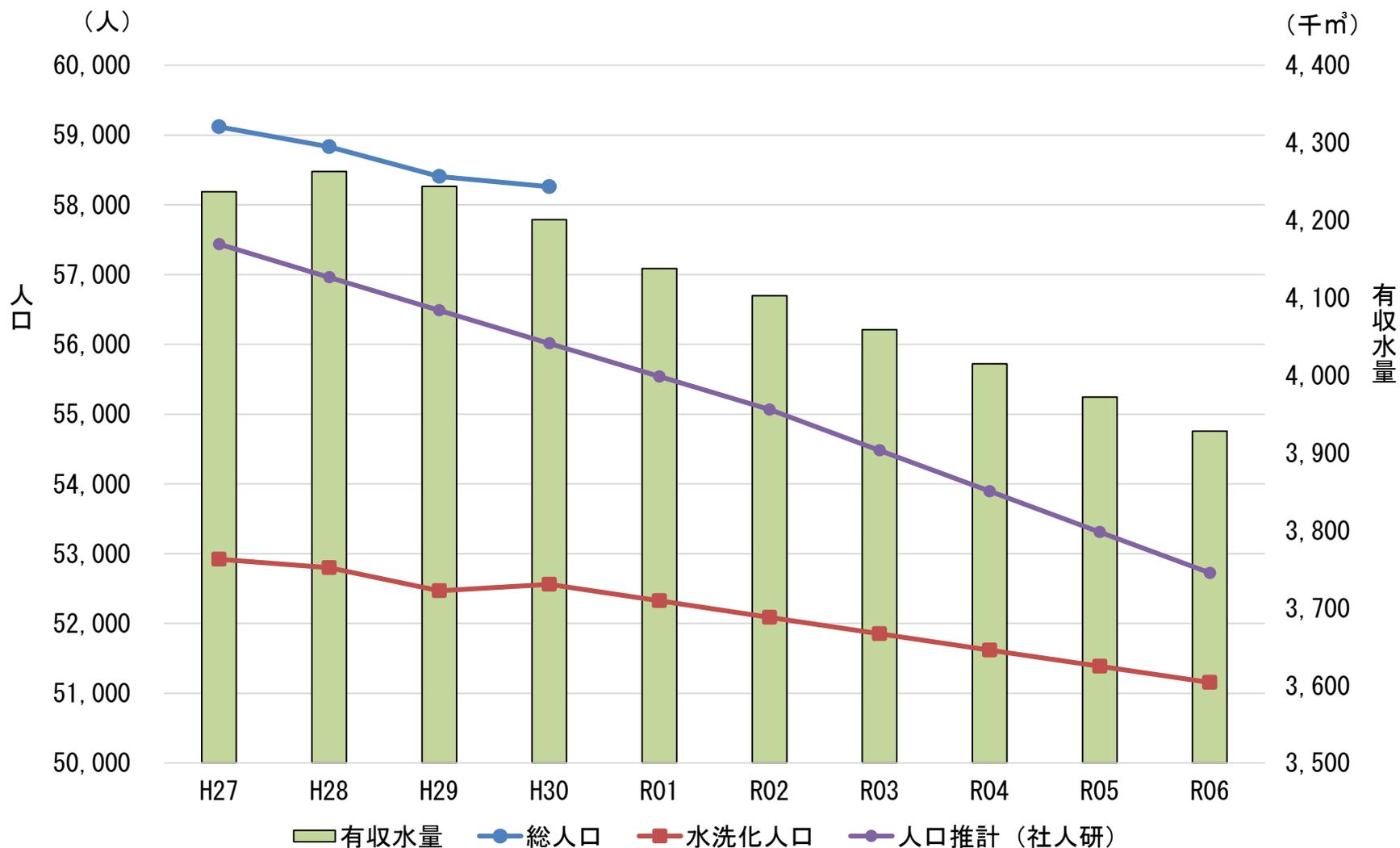
(設定理由)

- ・ 使用料算定期間は、3年から5年程度が妥当とされていること。
- ・ 本市は、過去に概ね4年ごとに見直しを行ってきたこと。

算定期間が長期間すぎると、物価変動や社会情勢の変化により、対象事業費と使用料のバランスがずれ、確実性を失う。

また、あまり短期間だと、できるだけ安定性を保つ必要がある公共料金的性格からして好ましくない。

## 2-2 排水需要の予測



## 2-3 施設の建設計画

### 建設・更新の基本的方針

- ・ 浸水に強い下水道を目指し、雨水管整備を継続して進めます。
- ・ 下水道施設の効率的な改築・更新を進めます。
- ・ 重要な幹線の耐震診断・耐震化を進めます。

#### R03～R06の整備費

○雨水管整備（花川南地区）  
357,000千円

○汚水管路更新・耐震化  
128,000千円

○ポンプ場改築・設備更新  
808,000千円

○札幌市建設負担金  
290,000千円

## 2-4 施設の管理計画

### 施設管理の基本的方針

- ・ 下水道管渠  
建設より40年以上経過し、腐食・劣化などによる陥没事故等が増える恐れがあるため、カメラ調査等の実施や不良箇所の部分補修をします。
- ・ 下水道施設（ポンプ場・処理場）  
メーカーの推奨期間や過去の実績、設備の重要度などをもとに、それぞれの設備に5年～15年サイクルの修繕期間を設定します。  
例）汚水ポンプ・・・5年、バッテリー・・・15年  
設定した期間を基準とし、更に事業費の平準化などを考慮します。

#### R03～R06の修繕費

○管渠 83,000千円

○ポンプ場 141,000千円  
市内4箇所

○処理場 48,000千円  
八幡処理場

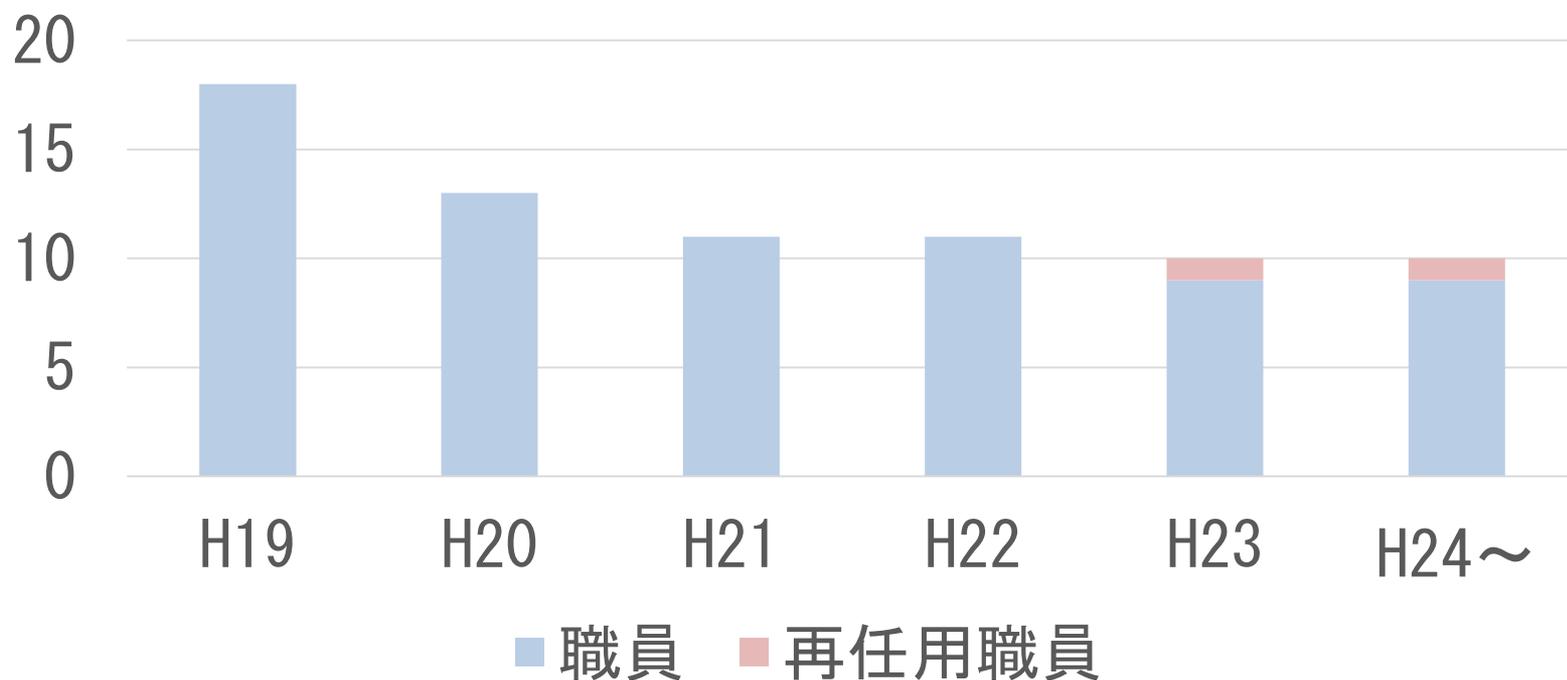
## 2-5 職員配置状況

H19→H23 18人→10人（H23以降再任用職員1名含む）

H24以降

10人

H19→H23で8人減  
(44.4%減)



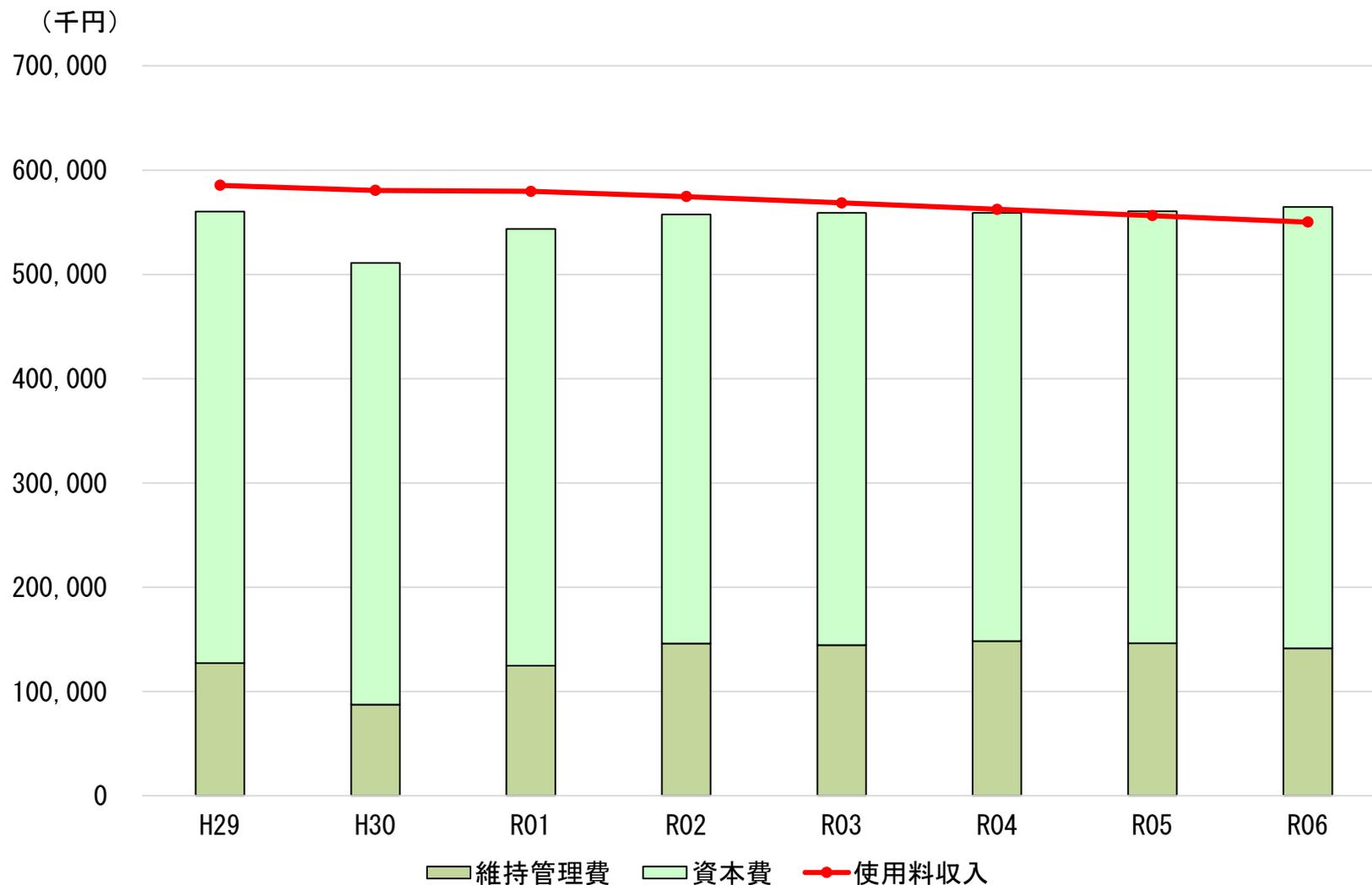
※安定した事業運営のため、今後も現行体制を維持

## 2-6 経費節減の取組み

### これまでの取組みについて

- ・ 下水道全体計画の変更  
過大投資の抑制、札幌市との費用負担の見直し
  - ・ 建設事業におけるコスト縮減  
最小管径の見直し、人孔間の延伸、道路事業と合わせた施工
  - ・ 施設管理委託の一本化  
処理場3箇所、ポンプ場4箇所を3年契約
  - ・ 有収率の向上  
管路点検、修理
  - ・ 職員配置の見直し
  - ・ 低利率の企業債へ借換
  - ・ 新電力会社の利用
- など

## 2-7 収入・支出（使用料対象経費）の見積



## 2-8 使用料対象経費の見込み

○ R03～R06

(税抜き、単位：百万円)

|    |            |               |                     |          |
|----|------------|---------------|---------------------|----------|
| 支出 | 雨水 836.3   | 汚水 3,151.1    |                     |          |
|    | 資本費 769.5  | 維持管理費 1,470.1 | 資本費 1,681.0         |          |
| 収入 | 繰入金 836.3  | 繰入金 884.4     | 必要となる使用料<br>2,243.2 | 繰入金 18.3 |
|    | 維持管理費 66.8 | 手数料等 5.2      |                     | 不足額 5.6  |

使用料収入見込

使用料  
2,237.6

改定率  
0.25%

**今回は使用料改定を実施しない**

○経費節減努力により不足額の解消を図るなどして現行使用料を維持することとする。

なお不足する場合には利益剰余金による補填

利益剰余金

H30年度末 148.1  
R02年度末見込 210.1

# 《参考》

## ○ R07～R10

(税抜き、単位：百万円)

|    |            |               |                  |           |
|----|------------|---------------|------------------|-----------|
| 支出 | 雨水 755.8   | 汚水 3,238.3    |                  |           |
|    | 資本費 689.0  | 維持管理費 1,532.1 | 資本費 1,706.2      |           |
| 収入 | 繰入金 755.8  | 繰入金 953.0     | 必要となる使用料 2,266.3 | 繰入金 13.8  |
|    | 維持管理費 66.8 | 手数料等 5.2      |                  | 不足額 131.7 |

|         |             |           |
|---------|-------------|-----------|
| 使用料収入見込 | 使用料 2,134.6 | 改定率 6.17% |
|---------|-------------|-----------|

**平均6.17%の使用料改定が必要となる見込み**

○経費節減等の取り組みを継続し、できる限り改定率の圧縮に努める。